

## 議論要旨(2) 収益認識専門委員会における検討状況について

冒頭、都常勤委員（専門委員長）より、本日の委員会では、収益認識基準に関する論点整理について議論する旨が説明され、中條シニア・プロジェクト・マネージャーより、審議事項(2)に基づいて、論点整理の構成及び具体的な論点の内容に関する説明が行われた。

説明の後、委員等からの発言等は次のようなものであった。

- ある委員より、支配の移転の概念と実現主義の概念の違いを説明しなければ支配の移転概念を取り入れていくことが適当かどうか判断するのは難しいのではないかとの意見があった。また、割賦販売の例などについて、具体的に支配の移転の内容を整理していく必要があるのではないかとの意見があった。
- 不利な履行義務の論点において、ある委員より契約という表現が法的なものを意味するのか会計的な契約を意味するのか定義づけを考えるべきとの意見があった。また、別の委員からは、履行義務の識別の必要性和併せて、どの単位で不利の判断をしていくのか検討すべきではないかとの意見があった。
- ある委員より、今の日本の実務との相違を把握するために、特定の論点だけでなく一般的な取引についても論点整理に説明を入れて欲しいとの意見があった。また、取引価格の算定において、確率加重が適切でないという意見で想定している状況について質問があった。取引価格の算定については、事務局より当該意見で想定されている状況の説明がなされた。
- 開示に関して、ある委員より、契約資産や契約負債という項目と売上債権や収益という項目との関係が開示目的上整合的であると評価してよいかについて質問があった。これに対し、事務局から開示の有用性の分析を引き続き行う旨の回答があった。
- 事務局から、寄せられた意見を踏まえて引き続き論点整理の文案の検討を行う旨の回答があった。

以 上